

京都大原の山林文書（一）

大原は、今日、三千院、寂光院などで有名な京都の観光地の一つであるが、かつて京都の町中へ炭や柴、薪を売りに行っていた同地の女性たちの風俗が「大原女」として広く知られ、既に平安期頃より詩歌に詠まれてきたことからわかるように、山で生産した燃料を京都へ供給してきた洛北の山村でもある。

大原は、京都市内を流れる鴨川の支流高野川上流の東西に広がった盆地とその北方山間部の高原からなる。高野川沿いには、若狭街道、あるいは通称「鯖街道」と呼ばれる若狭から京都へ通じる古くからの街道が通っている。

惟喬親王や建礼門院が同地に隠棲したという説話に見られるように、大原は歴史上の物語の舞台として古くから登場するが、従来、一次史料に基づいた歴史研究の対象としてはほとんど取り上げられてこなかった³。それは山村としての大原についても同様で、「大原女」の風俗が古くから詩歌の題材になるほど有名であったにもかかわらず、大原女が京の都へ売りに行っていた柴などの燃料の採取から販売の過程、山林の利用や管理、そして広くは山村としての大原の人々の暮らしについて、近世以前の姿を村方文書

田口 標・松下幸司・宇野日出生

に基づき明らかにする研究は行われてこなかった⁴。その理由の一つは、従来、公開され、翻刻されてきた史料が限定されていた、ということがあるだろう。『史料京都の歴史8 左京区』の「大原村（おおはら）」の項には、七〇点の史料が掲載されている⁵。

これは近世以前の大原に関する史料がまとまって編集されている唯一のものと思われるが、大原の村方文書は少ない。さらに、その中で、山林に関する史料は二点のみである⁶。

そのような中で、三年ほど前から、地元の有志によって立ち上げられた「大原古文書研究会」により、各町に残されている古文書の発掘、整理、解説が進められており、山村としての大原の近世以前の暮らしが徐々に明らかになりつつある。本稿は、そのような文書の中から、山林管理及び木柴に関する文書一二点を選び、翻刻を行ったものである。本稿に掲載する文書には、「柴」「木柴」「生木柴」「薪」という言葉が使用されているが、以下では、単に木柴と表記する。

現在、大原は行政区としては京都市左京区であり、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草生、野村、井出、古知平、小出石、

百井、大見、尾越の一三町から成っている。江戸時代には、大原郷と呼ばれ、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草生、野村、井出の八か村から成っていた。但し、山林に関する文書では、これに小出石を加えた九か村とするものもある。

本稿で翻刻した文書の出所は以下の通り三つに分けることができる。史料一〜三は大原上野町文書、史料四〜八が大原自治会文書、史料九〜一二が大長瀬町文書である。なお、同一出所内では、年代順に配置し、年代不詳のものを最後に配置した。以下、簡単にその内容を紹介したい。

史料一〜三は、上野村の山林管理について定めたものである。山林は、柴薪の生産をはじめ様々な形で利用されていたが、同時に利用規制もなされていた。これらの文書には何れも利用規制や過料の内容が記されている。

史料四〜六は、木柴商売に関連する一連の文書である。史料四には安永五年（一七七六）、史料五には安永六年（一七七七）と記されている。史料六には年号が付されていないが、記載されている村の軒数が史料五と全く同一であることから、史料五と同じ時期のものではないかと推定される。史料四によると、安永五年には木柴商売に関する調査が行われたことがわかる。史料五は、この調査に要した費用を村ごとに割り振った際の記録である。大原八か村に小出石を加えた九か村で費用を分担するとしているが、まず小出石に全体の九分の一を割り振り、残り九分の八を大原八か村で軒数割している。このような計算方法も、当時の大原の村々

の関係を知る上で興味深いものがある。史料六は木柴商売人数の一覧である。

史料七〜一一は、別個のものではあるが、何れも木柴商売に関わるものである。史料七は、冥加銭に関するものである（作成年不詳）。史料八は、天明三年（一七八三）の大原八か村の正月祝儀法度帳である。項目には、京都への薪運搬に関する記載が含まれている。老若男女が動員された様子がわかる。史料九は、柴の価格表である。享保三年（一七一八）に、大原のみならず洛北の村々が販売価格についての取り決めを行っている。新金銀とあることから、貨幣改鑄に伴う価格の改定表である。現在のところ、本史料以外には、柴の価格に関するものはない。史料一〇は、元文五年（一七四〇）の柴売買をめぐる争論に関するものである。史料一一は、宝暦四年（一七五四）の柴の配達記録である。一回の配達数量や、柴の単価を知ることができる。

最後に、史料一二は、明治四年（一八七二）のもので、大長瀬村の生産物が記されており、その一つとして柴に関する記載が見られる。

以上の史料は、まとまった形で残されてきたものではないものの、全体を通して検討を行うことにより大原における柴薪の生産及び販売の概要を知ることができるものと思われる。検討の結果については、稿を改めて論ずることとしたい。また、柴薪に関する史料は今後とも確認されるものと思われ、引き続き翻刻を行っていきたいと考えている。

謝辞

翻刻は大原古文書研究会の上田寿一氏、下村千恵子氏、山室莊一氏とともに行った。ここに記して厚く御礼申し上げる。なお、史料四と六については、大原古文書研究会『会報』第三十一号（二〇〇七年七月発行）に、史料七は同三五号（二〇〇七年十一月発行）に掲載したものである。また、史料四〇六、八〇一二については、大原古文書研究会の二〇〇七年九月例会にて紹介を行ったものである。

注

- 1 京都市編『史料京都の歴史8 左京区』（平凡社、東京、一九八五年）四五頁。
- 2 岩田英彬『大原女』（現代創造社、大阪、一九八四年）一九七～二二三頁。
- 3 田端泰子「大原郷と大原女」（京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『家と女性の社会史』、日本エディタースクール出版部、東京、一九九八年、四一～六八頁）は、文学作品などにに基づき、古代から中世にかけての大原と大原女について考察を行っている。
- 4 大原に関する近年の研究として、橋本暁子「近代における大原女の変化—大原と八瀬の比較を通して—」（交通史研究、第六三号、一九九五～五二〇〇七年）と前田晴美「薪炭燃料を支えてきた人たちの知恵と社会—京都・大原女の郷の事例から—」（京都精華大学大学院人文学研究科二〇〇六年度修士論文集、二二三～二八〇頁、二〇〇七年）をあげることができる。前者は、大原の明治初期の文書一点、後者は本稿史料「二」と同一の史料に言及している。また、前掲注3（六六頁）も、大原上野町文書二点に言及しているが、これは前掲注1、四五六～四五七頁に翻刻されている三七号と三九号の史料と同一であると思われる。

凡例

- 5 前掲注1、四四五～四七〇頁。
- 6 前掲注1（四五六～四五七頁）には、三六号の史料として津吉（平）家文書が、三九号の史料として大原上野町文書が掲載されている。また、同書巻末には、左京区関係文書目録が掲載されており、その中には大原の山林に関する史料も含まれている。
- 7 大原上野町文書については、京都市歴史資料館の写真帳を使用した。
- 8 松下幸司・田口標「近世における大原の柴商売について」大原古文書研究会例会、二〇〇七年九月一日。

一、翻字にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則にしたがった。

- (1) 原則として現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおしたが、合字の「ㇿ」はそのまま使用した。
- (2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また読点は筆者が適宜補った。
- (3) 抹消は抹消記号「マ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。
- (4) 漢字二文字以上の疊字は「く」をそのまま使用した。
- (5) 虫欠損等による不可読文字は、字数を推して「□」「」であらわした。
- (6) 筆者による注記は、文字注を「」に、説明注を（ ）で示した。文書の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、印刷の都合により改めたものもある。

（田口 標 京都大学農学研究科生物資源経済学専攻
松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻
宇野日出生 京都市歴史資料館

（受理日二〇〇八年一月三日）

「一」上野村惣村中寄合之上諸事改定書

〔表紙〕
安永九年 上野村

惣村中寄合之上諸事改定書

惣代一和尚

子ノ
二月廿九日

茂兵衛

覚

一、此度惣村中得心之上ニ而相改メ申事、

一、惣山林山之義ハ今年割番ニ而候ヘ共、柴小林ニ而銘々勝手ニ相成不申候ニ付、来ル卯ノ年迄六年林ニ相定可申事、但シ其卯年迄ハ右山林之内ニ而惣草ハ申ニ不及、籠草かや取立申事ニ至まで女子共ニ至まで堅ク其場所江入込申事相成リ不申候、銘々家内江急度申渡可置候、若入込茹取居候物見付候ヘバ、即時ニ一和尚江相届ケ村中寄合之上ニ而、此法度書ヲ以吟味上過料として其茹取申人ノ割口村方江引取、見付候人江村方ハ急度相渡シ可申定也、

一、山内之内大長瀬村江持せ置候山ニ而、薪柴并ニ惣草ニ而も茹取申事ハ近年段々相成リ不申候様申渡シ置候ヘ共、其義相用イ不申候ニ付、此度急度相定メ可申候上ハ、若誰ニ而も茹込候而大長瀬村之者共江見付られ披露ニ相成リ候ヘハ、是又村中寄合之上ニ而右法度相背輩ニおいてハ、此書付ヲ以テ過料として壺ケ年大長瀬村ハ請取申山持子□壺石式斗之運上申付候定メ也、其

上不埒之品相改メ御地頭様方江右之段御届ケ申上村方ヲ相扨イ可申義相定メ可申事、

一、村方之内ニ他村江縁者有之候者共、其縁ニ事寄籠草茹□寄候〔呼〕事甚不届之義候ニ付、後日其義堅ク相成リ不申候、若シ此已後左様之義相背輩有之候得ハ、村方寄合之上ニ而吟味致し不埒筋相糺過料申可付候間、此段銘々相心得其他村之縁者方江人々堅ク差留メ可申事、後日ニ違乱無之候様皆々相心得相守可申候、

一、村方之内山林田畑相荒シ可申事ハ堅ク相成不申定ニ而、殊ニ作物之義ハ畑あせニ至まで随分大切ニ致し、馬草ニ至まで茹取相繕可致事、右地主ニ見付られ不埒之義有之候得ハ、急度披露之上ニ而過料之義地主ハ申掛ケ次第ニ可申付候事、

右四ヶ條之趣ハ、堅ク相守リ相慎不難村方相互ニ取計可致候、若不埒ニ相及候得ハ、是迄之通り等閑ニハ致置間敷候間、随分く家々ニ而女子共ニ至まで毎日申付家業ニ出シ可申事、右ハ村方不殘打寄此度法度相定可申事、是迄人々殊外不埒ニ而後日之相心得一専ニ可有之事、仍而定書致置村方封箱江相納可申上ハ、堅ク相用可申候、以上、

村方

安永九年

子二月廿九日

諸役人中

定可申事

「二」村方治定帳

〔表紙〕
嘉永元年十一月十六日定

村方治定帳

嘉永元年十一月十六日村方治定之事

一、山林田畑其外何によらず、ぬすみはくちいたし候ものハ、下
人子供男女にかきらす、みあたり次第書しるし可申事、毎年十
一月十五日集め、十六日ひらき、十七日家内のこらす所払可申
付事、

一、(割印) 久保直三郎
一、(割印) 同 金吾
一、(割印) 同 佐吉郎
一、(割印) 同 久米之進
一、(割印) 同 清藏
一、(割印) 同 喜市
一、(割印) 同 彰次郎
(割印) 同 直之進
(割印) 同 喜左衛門
十 (割印) 重右衛門
(割印) 甚七
(割印) 佐七

二十 (割印) 小左衛門
(割印) 彦市
(割印) 新五郎
(割印) 由之助
(割印) 三次郎
(割印) 浅之助
(割印) 孫次郎
二十 (割印) 次右衛門
(割印) 吉次郎
(割印) 忠右衛門
(割印) 五兵衛
(割印) 留之助
(割印) 長兵衛
(割印) 近次郎
(割印) 権兵衛
(割印) 小次郎
(割印) 与市
三十 (割印) 勘兵衛
(割印) 弥四郎
(割印) 清七
(割印) 儀兵衛
一、 (割印) 利八
一、 (割印) 伝吉

(割印)

忠七

(割印)

七右衛門

〔三〕過料之覺

覺

一、田畑中江草かりニ入込、惣而作物殊之外破候者有之候ニ付、是迄度々村中地下吟味仕候得共、みたりニ候故、猶亦此度相改候、向後作り物何ニ而も一本もかり取候者見附次第、為過料米三升急度相渡シ一言之御断申間敷候、

一、田畑藪右垣之内ニ入候者、右過料同前、

一、惣而山々江入込草かり候者、右同前、

一、諸木柴等かり取候者、右同前、

〔四〕木柴薪商売人御尋書付記

〔袋〕安永五年 政所役人久保金右衛門

此度木柴薪商売人御尋書付記

申ノ十一月日

奥書

一、此度木柴薪商売之者御尋ニ付、右大原郷八ヶ村之義ハ村々限リニ吟味申付候所、則村役人以奥印以テ帳面相認メ候ニ付、都合八冊取ル政所役人奥印仕奉差上候、尤右村之名前之者之義百姓之義ニ御座候得者、木柴薪半商売ニ而御座候、依之間屋中買等之者ハ一切無御座候、則右名前之者共ハ京都へ問売仕候計リニ而、其外何方へも売不申候、右之通吟味仕帳面取ル奉差上候、以上、

政所役人

久保金右衛門
津吉忠次郎

〔五〕木柴商売御尋錢割帳

〔表紙〕安永六年

木柴商売御尋錢割帳

酉ノ八月日 津吉忠治郎

六月 一、銀壹匁五分

浅右衛門殿

半日代

七月廿二日 一、銀三匁

忠治郎殿

日代

同日 一、銀三匁

三右衛門殿

日代

同
一、銀貳匁

願書
筆代

八匁五分

此セに九百拾文

右ヲ九ヶ村ニ割

壹ヶ村ニ
百匁文宛

一、錢百匁文

小出石村

引残而

八匁九文

右ヲ貳百六拾四軒ニ割壹軒ニ付三文

三拾三軒
一、百三文

戸寺村

四拾軒半四半

一、百四拾文

上野村

貳拾貳軒四分

大長瀬村

四拾軒半
一、百貳拾五文

来迎院村

四拾貳軒
一、百三拾文

勝林院村

三拾六軒四半
一、百拾貳文

草生村

貳拾軒四分
一、六拾貳文

野村

貳拾九軒半四半
一、九拾貳文

井出村

八匁三拾匁文

貳拾貳文過上

〔六〕木柴商売人数定之事

木柴商売人数
定之事

一、三拾三軒
内十壹軒柴売

戸寺村

一、四拾軒半四半
内拾三軒柴売

上野村

一、貳拾貳軒四半
内七軒柴売

大長瀬村

一、四拾軒半
内十三軒柴売

来迎院村

一、四拾貳軒
内拾四軒柴売

勝林院村

一、三拾六軒四半
内十貳軒柴売

草生村

一、貳拾軒四半
内七軒柴売

野村

一、貳拾九軒半四半
内十軒柴売

井出村

〔七〕奉差上口上書

奉差上口上書

一、此度薪商売之者共被召出ミやうがせん差上候ハ、可然様被為仰付候處、委細奉承知候得共、近年殊之外百姓共名々困窮きやう仕、難儀至極ニ奉存候、何分地節柄も宣敷相成候迄御用捨被為遊候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上、

城州北大原郷九ヶ村

薪商売者共

年号月日

奥印ニ

政所役人

たれ

御奉行様

上

〔八〕八ヶ村辰年正月祝儀法度帳

〔表紙〕

天明三年

政所役人
津吉佐左衛門

八ヶ村辰年正月祝儀法度帳

卯

十一月廿九日

」

一、八ヶ村近年不作ニ付、甚々及困窮ニ村々申合法度申事、右村々之内、若又背法度ヲ候村者過料申掛ケ次第之事ニ八ヶ村急度相定候事、

一、もち付

一、年暮

一、正月祝儀物歳玉ニ至迄

一、旦那寺祝儀之返礼無用

一、歳初之礼式ニ盃出ス事無用

一、節口こと無用

一、おこないハ□□節きやく無用

一、男女子供ニ至新シキ足袋并ニ下駄ぬりあふはながら無用

一、八ヶ村〆きやきよニ付、京都江薪出シ候節、牛馬之馬子男女

年よりによらすふんけん相応ニいたゞき相持シ出シ可申事、但

シ右者きやう曆年ちう定法之通急度可相守事、

右法度之加条通、村々ニ而庄や年寄末々迄可申渡事、以上、

十一月廿九日

一、閏正月休日朔日二日十六日

右之通相定候者也、

紙都合

五枚

「九」新金銀ニ而木柴直段究ル覚

新金銀ニ而木柴直段究ル覚

四つ宝
一、壹分束新銀ニ而
〔壹把ニ付三り七毛五
百把ニ付三匁七分五り

同
一、貳分束新銀ニ而
〔壹把ニ付七り五毛
百把ニ付七匁五分

同
一、三分束新銀ニ而
〔壹把ニ付壹分壹り貳毛五
百把ニ付拾壹匁貳分五り

同
一、壹匁束新銀ニ而壹把ニ付三分七り五毛

右之通、木柴共村々寄合御相談之上ニ而相究候上ハ、相違有間敷候、若シ面々之売方を外村^と取、或ハ割合下ケ安売仕候者於有之、急度其主之牛馬引取り、其村之役人へ相届、其上如何様とも御詮儀可有候、諸事何事にても申合急度相守可被申候、然共相對を以売申者ハ各別之事、

享保三年十二月日

洛外北口役人中連判

「一〇」乍恐口上書ヲ以御願申上候

乍恐口上書ヲ以御願申上候

一、今度城州葛野郡梅ヶ畑善妙寺村一之瀬村御入木山生木柴売買之義及爭論候ニ付、生木柴売買仕候ハ、売主買主共ニ御屋敷様へ御届ケ申上候様ニ被為仰付奉畏候段、先達而御請申上候処、大原郷生木柴売買之儀者、銀高五匁十匁^と百目迄之内ヲ多ク売買仕候儀ニ御座候、然ル処ニ少々之銀高ヲ毎度御訴ヲ申上候義、遠方出脚雜用多相掛り、其上近年八木高直木柴下直ニ而百姓共困窮仕罷有候、殊ニ大原郷之義者、木柴ヲ第一之渡世ニ仕、何れも少々つゝ之利徳ヲ以、其日過之者共ニ互ニ売買仕候、右之趣ニ候処渡世之外ニ日ヲ費シ御訴ニ罷出候儀難儀迷惑仕候、山持共ニも右百姓共困窮故、木柴売払候事も殊外下直ニ罷成困窮仕候処、少々之銀高ヲ御訴申上候儀出脚雜用弥難儀仕候、依之何とそ此以後銀高五百目迄ハ売買御訴申上候義御赦免奉願候、五百目以上ハ御訴可申上候、右難儀之筋被為聞召わけ、五百目以下之義ハ願之通御慈悲之上御免成被下候ハ、難有奉存候、元文五年庚申十一月

右之通奉願候処、御開届被成被下、願之通被仰付難有奉存候、然ル上者五百目以上之売買紛敷出入ケ間敷儀仕申間敷候、若紛敷義売買仕及出入候ハ、私共ニ如何様之越度ニも可被仰付候、為其御請合之一札仍而如件、

元文五年庚申十一月

城州北大原郷上野村

庄屋たれ印

年寄たれ印

大長瀬村

庄屋たれ印

年寄たれ印

来迎院村

庄屋たれ印

年寄たれ印

勝林院村

庄屋たれ印

年寄たれ印

木村^{〔宗〕}□右衛門様
御役所

〔二〕柴納之控

宝曆四年戊戌正月吉日

菊や

伝兵衛殿

柴之通

大原

〔満助カ〕

正月

廿六わしは

一、十四日

廿四わしは

一、廿日

廿六わしは

一、廿八日

廿八わ

一、二月朔日

三拾わ

一、五日

廿六わ

一、十日

廿八わしは

一、十二

廿二わ

一、十四日

廿二わしは

一、廿六日

廿四わ

一、□月

〔廿カ〕
□六わ

一、□□五日

廿六わしは

一、三月六日

式拾六把

一、□□

式拾六把

一、十五日

式拾八わしは

一、廿三日

式拾八わしは

三月一日 一、 式拾四わ
 七日 一、 式拾八把
 十七日 一、 三拾わしは
 廿一日 一、 廿八わ
 廿五日 一、 廿八わしは
 廿六日 一、 廿八わ
 四月三日 一、 廿六わ
 四日 一、 廿六わ
 〇六日 一、 式十六把
 廿五日 一、 式拾六わしは
 六日 一、 式拾八わしは
 五月十四日 一、 廿わしは
 廿日 一、 廿四わしは
 廿五日 一、 廿八わ
 一、 廿八日 一、 式拾四わしは

八日 一、 式拾六把
 六月十五日 一、 式拾六わしは
 十九日 一、 式拾六わしは
 廿六日 一、 式拾六わしは
 七月三日 一、 三拾わしは
 七月六日 一、 廿六把
 代式百四拾三匁五分
 内金式両三分渡
 代百八拾式匁五分
 残り六拾匁

〔一二〕乍恐口上書

乍恐口上書
 一、 米 十八石 式拾八石
 麦 五石
 柿 拾壹本
 菜 大根少々 右者食用ニ仕候

木柴 右者塩醬油其外日用之品ト

交易仕候ニ付^ニ員数分リ申候

右者去巳年、土地^カ生シ候品々ニ而、村中家別ニ取調候處、書面之通り相違無御座候、以上、

辛未年正月

愛宕郡

大原郷

長瀬村

年寄 牧甚右衛門

庄屋

大道嘉兵衛

京都
御政府

Kozue TAGUCHI, Koji MATSUSHITA, Hideo UNO: Old Documents on Forestry and Forest Products in Ohara, Kyoto, Japan (1)

Ohara is now a famous sightseeing area in Kyoto. This mountain village has a history of providing wood fuels, such as charcoal and firewood, to downtown Kyoto, the former capital of Japan. The women of Ohara, who carried loads of firewood to downtown Kyoto on their heads, were well known and called “Oharamen”. They have been a popular subject of poems since the Heian Period. However, there have been few studies on the area based on old documents, due to the limited availability of pertinent documents that have been made public and transcribed to contemporary characters. Since 2005, a local group has sought, studied, and archived old documents related to Ohara. This paper presents twelve documents from the Edo Period related to forest management and firewood production and sales in the Ohara area that were transcribed in cooperation with the study group. Documents 1-3 are community regulations concerning the protection of forest resources. Documents 4-6 reveal the number of households that were engaged in the firewood business. Document 7 concerns a miscellaneous tax imposed on the firewood business. Document 8 suggests that many villagers, including women and the elderly, engaged in the firewood business. Document 9 lists the price of firewood; several villages, including Ohara, agreed on set prices. Document 10 is a petition submitted by the people of Ohara against an order concerning firewood sales. Document 11 is a half-year record of firewood deliveries. Document 12 lists primary production, including firewood, at the beginning of the Meiji Period. Based on these old documents, and more to follow, an overall picture of the village, especially firewood production and sales, and forest management, will be gradually revealed.